

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	財団法人鳥取童謡・おもちゃ館
------	----------------

展示物の模写又は撮影の許可

根拠条文	<p>鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例8条第1項 童謡館においては、次の行為をしてはならない。 (2) 許可を受けないで童謡館の展示物を模写し、又は撮影すること。</p> <p>鳥取世界おもちゃ館の設置及び管理に関する条例第6条第1項 おもちゃ館においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (2) 許可を受けないで行うおもちゃ館の展示物の模写又は撮影</p> <p>わらべ館の管理及び利用に関する事務取扱要領第3条 県条例第8条第1項第2号及び市条例第6条第1項第2号に規定する許可を受けようとする者は、「わらべ館展示物模写等許可申請書（様式第1号）」を財団法人鳥取童謡・おもちゃ館理事長に提出しなければならない。</p>
------	--

審査基準	<p>展示物の模写又は撮影の許可は、次のいずれかに該当するときには行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 著作権を侵害するおそれのあるとき。 2 他の観覧者の迷惑になることが想定されるとき。 3 展示物を破損又は汚染するおそれのあるとき。
------	--

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受 付		処 理		
	機 関 期 間	財団法人鳥取 童謡・おもち や館	機 関 期 間	財団法人鳥取 童謡・おもち や館	
5 日	日	期 間	5 日		